

府議付議事案書

開催・令和7年3月19日

所管部課	政策経営部企画政策課	部長	神山 尚			
件 名	東大和市夜間開庁の実施に関する事務取扱要綱について					
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項			
関係規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則					
事項	職員課、市民課、子育て支援課、保険年金課					
<p>1. 要 旨</p> <p>コンビニエンスストアにおける証明書の交付件数の増加やオンライン申請の拡大等により利用者数が減少していることから、令和6年度末をもって土曜開庁を廃止し、令和7年度から新たに平日夜間開庁を実施する。</p> <p>この平日夜間開庁の実施にあたり、本要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な制定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施日、実施時間 ②実施課及び取扱事務 ③従事職員（原則、時間差勤務にて対応） 等 <p>(2) 施行日</p> <p>令和7年4月1日</p> <p>(3) 平日夜間開庁を実施する理由</p> <p>廃止となる土曜開庁の対象業務の中には、代替手段の確保ができない手続があること、また、利用者の多くが平日の日中に来庁できない現役世代であることを考慮し、土曜開庁に代わる対応として平日夜間開庁を実施する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年12月9日 市長決裁により土曜開庁の廃止及び平日夜間開庁の実施を決定済み</p> <p>令和7年1月6日 東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の廃止（施行日：令和7年4月1日）</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>府議における審議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。